

群馬県宿泊事業者感染拡大防止対策等支援補助金に係るQ&A

A. 補助対象事業者について

NO	問	答
Q.1	事業者の住所が県外であるが、申請可能か。	国内であれば、事業者の住所は問いません。 宿泊施設の住所は群馬県内である必要があります。
Q.2	同一施設を複数の事業者で営んでいる。どの名前で申請すればよいか。	交付申請者が旅館業法の許可を受けた者である必要があります。申請は施設単位となりますため、複数の事業者からの申請は認められません。
Q.3	商工会で各事業所の必要分をとりまとめて申請することは可能か。	旅館業法の許可を受けている宿泊事業者のみが申請主体となりますので、商工会からの申請は受け付けておりません。

B. 補助対象施設について

Q.4	コロナ禍により、休業しているが補助の対象となるか。	申請時休業中であっても、申請可能です。
Q.5	本館と別館で別々に旅館業の許可を取っている場合は、2施設と考えてよいか。	旅館業法の許可を受けた宿泊施設単位での申請となります。 本館と別館でそれぞれ旅館業の許可を受けている場合、それぞれ申請することが可能です。
Q.6	複数の宿泊施設を県内に所有している。それぞれで申請は可能か。	申請は許可施設ごとに可能です。
Q.7	ひとつの会社で複数の宿泊施設を有しているが、部屋数を合算しての申請は可能か。	旅館業法の許可を受けた宿泊施設単位での申請となります。
Q.8	旅館業法の許可を受けたコテージを敷地内に数棟所有しており、1棟につき部屋数が3～4部屋あるが、コテージごとの申請で良いか。	施設内のコテージ1棟を1部屋と数え、部屋数=コテージ数にて申請してください。
Q.9	市町村が運営している宿泊施設は対象ですか。	旅館業法の許可、「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を受けていれば対象です。

C. 補助対象経費・品目について

Q.10	対象品目一覧はどこにありますか。	補助金特設ページ (https://shukuhakushien.com/) → 3.対象経費等 → 募集要項別紙対象品目一覧表 (PDF)
Q.11	他の補助金との併用は可能か。	国の補助金との併用はできません。 ただし、当補助金に申請する補助対象経費以外の部分について、補助金を受けているかは問いません。 例えば、空気清浄機Aには他の補助金を使用していて当補助金との併用ができない場合でも、空気清浄機Bには補助金を使用していない状況であれば、空気清浄機Bについて当補助金への申請が可能です。 また、市町村等の国以外からの補助金を受けており、当該補助金が他の補助金との併用を可としている場合に限り、併用が可能です。 ただし、自己負担額を超える補助は受けられません。
Q.12	持続化給付金等の国からの補助を受けているが、当補助金への申請はできるか。	持続化給付金や雇用調整助成金等を受けていても、当補助金の対象経費に直接補助を受けているものではないため、当補助金への申請は可能です。
Q.13	既に国の他補助金を申請している場合は、国等への申請を取り下げれば、当補助金の補助対象となるか。	申請頂いた時点で、他補助金への申請の取り下げが完了している、もしくは取り下げ申請中であることが確認できれば、補助対象となります。
Q.14	交付決定前に購入済みのものは対象か。	対象です。ただし、令和2年5月14日以降に発注し、実績報告期限（令和4年1月11日）までに支払いを完了したものに限りです。

Q.15	対象経費のうち（１）感染症対策に資する物品の購入等、 （２）前向き投資の要する経費、どちらか一方での申請は可能か。	可能です。
Q.16	工事を行いたいが、間接費や付帯工事費も対象となるか。	感染症対策を目的とした工事と一体不可分な費用であれば対象です。
Q.17	エアコン等を購入した際の工事費は対象になるか。	エアコン等の設置と一体不可分のものであれば、対象になります。工事の明細がわかるもの（見積書、領収書等）を添付してください。
Q.18	新型コロナウイルス感染症対策に係る機材等のリース代は対象か。	対象です。ただし、令和2年5月14日以降に発注し、実績報告期限（令和4年1月11日）までに支払いを完了したものに限りです。
Q.19	インターネット等で購入した際の添付書類は。	購入時の商品明細、金額が確認できるものを添付してください。
Q.20	空気清浄機は対象になるか。	対象です。（対象品目一覧に掲載）
Q.21	抗菌・除菌機能がないエアコンは対象になるか。 （空気の入れ換え換気の為に購入など）	抗菌・除菌機能付きが望ましいが、換気の為のエアコン購入であれば、対象です。 （サーキュレーター等と同様の扱い。）
Q.22	交付申請の期限（令和3年10月19日）までに工事が完成しないとイケないか。	交付申請の期限（令和3年10月19日）までに工事が完成している必要はありません。まずは、交付申請（事業実施計画書へ記載）をしていただき、実績報告期限（令和4年1月11日）までに工事完成・支払・実績報告が完了していれば、対象です。
Q.23	ワーケーション等のためにWi-Fi環境を整備したい。客室によってはWi-Fi環境が弱いところがあり工事が必要だが、対象となるか。	ワーケーションスペースを用意するための改修であれば、対象です。
Q.24	抗菌素材の壁紙への張り替えや抗菌コーティング、抗菌機能付きマットレス等は対象ですか。	対象です。（対象品目一覧に掲載）
Q.25	ナノダイヤモンド触媒施工は対象ですか。	ナノダイヤモンド触媒は抗ウイルス・抗菌機能等があるとされているため、対象です。
Q.26	新たな需要に対応するための経費の中で、コンテンツ開発とあるがHPリニューアルやECサイトは対象ですか。	単純なHPリニューアルは対象外です。 HP上で非接触チェックイン可能とするための改修など感染拡大防止対策と言えるものは対象です。
Q.27	商用で宿泊施設を利用されることも多くなる中、リモート会議する際に使用するホワイトボードは対象ですか。	対象です。（新たな需要に対応するための経費内「施設費用」が該当）
Q.28	ホテル・ゴルフ一体型の施設において、ゴルフのエントランスに抗菌カーペットを設置したいが対象となるか。	ゴルフのエントランスも含めて一体の施設として旅館業法の許可を受けている場合は、対象です。（見取り図等で確認します。）
Q.29	インターネットで物品購入時にポイント（割引券等含む）を使用したのが、正規の金額（ポイント使用前・割引適用前）で申請できるか。	この場合、正規金額での申請は出来ません。 ポイント使用后・割引適用後の金額で申請してください。
Q.30	除菌剤の噴霧装置をリースしているが、対象ですか。	対象です。（対象品目一覧に掲載）（リースでも可）
Q.31	換気で窓を開けると急激に室温が下がってしまう為、冬にファンヒーターを購入したが対象ですか。	換気対策と言えるため、対象です。
Q.32	非接触型チェックイン機は対象ですか。	対象です。（対象品目一覧に掲載）
Q.33	グランピングやキャンプ等の新たな需要に対応するため、近くの敷地を借り、新たに施設を整備するために購入したコンポは対象となるか。	旅館業法の許可を受けている既存の宿泊施設における感染対策や新たな需要への対応に係る取組が対象となるため、新たな施設の整備に係る経費は対象外です。
Q.34	非接触型（センサー）のゴミ箱は対象ですか。	対象です。
Q.35	和式トイレから洋式トイレへの改修は対象ですか。	対象です。（対象品目一覧に掲載）

Q.36	老朽化した設備を更新したい。対象となるか。	当補助金は、感染症対策のための機能向上や、宿泊施設の新たな需要に対応するための取組に要する経費を対象経費としています。単純な経年劣化による更新は対象外です。
Q.37	物品購入時の送料は対象になるか。	対象外です。 領収書等の内訳に送料が入っている場合は抜いて申請してください。
Q.38	喫煙所の改修は対象ですか。	感染拡大防止対策とは言えないため、対象外です。
Q.39	水道の蛇口をお湯・お水の混合水栓へ切替費用は対象ですか。	感染拡大防止対策とは言えないため、対象外です。
Q.40	補助対象経費に消費税は含めるのか。	消費税法上の課税事業者（簡易課税制度届け出事業者適用の事業者含む）の場合、消費税及び地方消費税仕入控除税額は補助対象外となりますので、相当額を減額して申請してください。 非課税事業者の場合、消費税及び地方消費税も補助対象となります。
Q.41	補助上限額はどのようなものか。	補助上限額とは、補助金を受けられる上限の金額です。補助対象経費×補助率が補助上限額以上の場合は、補助上限額が補助されます。補助上限額以下の場合は、補助対象経費×補助率が補助されます。（千円未満切捨て） 例えば、 ・補助対象施設の客室数が1～9室以下 ・補助対象経費が150万円 といった場合 $150万円 \times 補助率(1/2) = 75万円$ となりますが、補助上限額が50万円ですので、補助額は50万円となります。
Q.42	申請金額の下限はありますか。	下限はありません。

D. 申請方法・期間について

Q.43	申請書等は持参できないのか。	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、郵送に限りません。書留もしくは簡易書留での提出をお願いします。
Q.44	複数回の申請は可能か。	補助金申請は1施設につき1回のみであり、複数回の申請は受け付けません。
Q.45	「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を受けていないと申請できないのか。	「ストップコロナ！対策認定制度」に申請中であれば、認定前であっても当補助金の申請が可能です。 ただし、補助金の交付（支払）は「ストップコロナ！対策認定制度」の認定がされた後となります。 また、当補助金申請時に「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を受けていても、補助金の交付までに認定期間が終了した場合には、補助金の交付はされません。
Q.46	「ストップコロナ！対策認定制度」の申請前に補助金申請をしたらどうなるのか。	その場合でも補助金申請を受理し審査に進みますが、なるべく早めに「ストップコロナ！対策認定制度」の申請をしてください。なお、「ストップコロナ！対策認定制度」より先に本補助金の申請をする場合には、第1号様式交付申請書内の「2 申請施設概要、認定店への取組状況」の欄には申請中にチェックを入れてください。
Q.47	交付申請はいつまでか。	交付申請は10月19日郵便必着です。

E. 申請書類（添付書類）について

Q.48	宿泊業界の作成しているガイドライン等とは何を指すのか。	例えば、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合、（公財）群馬県観光物産国際協会、（一社）群馬県温泉協会が作成した「宿泊施設等における新型コロナウイルス対応ガイドライン」が考えられます。当ガイドラインは県HP「ストップコロナ！対策認定制度」でも公開しております。 (https://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html)
------	-----------------------------	--

Q.49	館内案内図がない場合はどうすればよいか。	旅館業法許可申請時の提出書類から客室数のわかる平面図・見取図・配置図等資料。又は宿泊施設の客室数が分かる図面等を提出してください。
Q.50	添付する通帳の写しは、海外口座のものでもよいか。	日本国内の口座に限ります。
Q.51	インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればよいか。	次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。 必要な情報：金融機関（コード）・支店（コード）、口座種別（普通・当座等）、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）
Q.52	領収証がない（インターネットで購入等）、他の書類で代替できないか。	宛名、日付、購入物品、金額を確認できるものであれば、他の書類でも可能です。例えば、申請者が購入したことが分かる取引画面のコピー及び、クレジットカード利用明細書の写し等でも代替できます。
Q.53	領収証では「〇〇一式」等と記載されており、購入物品等詳細の記載がない場合は、何を添付すればよいか。	1つの資料で宛名、日付、購入物品、金額の確認が取れない場合は、複数の資料で確認いたします。 例えば、領収証に加えて納品書やレシート、精算書等を添付してください。
Q.54	物品がわかれば領収証だけでよいか。	わかれば領収証だけで良い、わからない物は納品書等何人が見てもわかる物を添付してください。
Q.55	1つの会社で複数の宿泊施設を有しているが、物品の購入等の契約事務は本社に集約しており、本社で購入後に各宿泊施設に配布している。この場合、購入事務を行っていない宿泊施設には当該宿泊施設名の領収証等がないが、どうすればよいか。	物品購入事務を担当する本社等の宛名の領収証の写し等を提出いただき、各宿泊施設にどの程度配布したかがわかる根拠資料を添付してください。 なお、領収証等では、宛名、日付、購入物品、金額を確認いたします。
Q.56	既に使用し廃棄した購入物品について、現物がなく写真の添付ができない。カタログも持っていない。どうすればよいか。	写真やカタログ等では、感染症対策になりうるものかどうかを確認させていただきます（例：口を覆えるマスクであるか、エアコンに換気や除菌機能がついているか）。用意が難しい場合は、メーカーや販売会社の商品ホームページのプリントアウト等での代用でも構いません。
Q.57	事業実施計画書「経費内訳」の項目が足りない場合はどうしたらよいか。	適宜、行を追加してください。

F. その他について

Q.58	当補助金は課税対象か。	補助金は「雑収入」等として計上され、補助事業者が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となるのが一般的ですが、詳しくは税務署にお問合せください。
Q.59	令和2年度の購入品目に対して、令和3年度に購入品目に対する補助を受けることとなるが、当補助金を受けることにより、令和2年度の確定申告に対して何らかの税務処理をする必要があるか。	当補助金による収入を得たことにより、令和2年度の確定申告に対して新たに何らかの税務処理は一般的に発生しませんが、詳しくは税務署にお問合せください。
Q.60	現地調査を受けるに当たり、用意しておくことはあるか。	現地調査では、感染拡大防止対策の状況に加えて、購入物品の状況等を確認しますので、申請していただいた購入物品等を提示できるよう御準備をお願いします。